

## 鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鳥取県 HACCP 適合施設 鳥取県食品衛生条例（平成12年3月鳥取県条例第17号。以下「条例」という。）第3条の2第1項の規定により認定を受けた施設
- (2) 食品関係施設 条例第2条第1号に規定する施設及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第62条第3項に規定する施設

### (交付目的)

第3条 本補助金は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条の2第1項第2号に基づく衛生管理（「HACCP に基づく衛生管理」という。）に取り組む県内の食品関係施設を支援することにより、食品の衛生管理の向上を促進させることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までの間とする。
- 4 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（交付決定をしない場合）

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度（県の会計年度による。第11条を除き、以下同じ。）の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けるもの（以下「補助事業者」という。）は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その税額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の構築物、機械及び装置、備品及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 規則第 25 条第 2 項の規定による承認を受けるにあたっては、処分の事前に様式第 5 号により申請するものとする。
- 4 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(交付決定の取り消し等)

第 11 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、額の確定の有無に係わらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要綱に基づく処分等に違反したとき。
- (3) 補助事業完了後、6 カ月以内に鳥取県 HACCP 適合施設の認定を取得、または当該認定基準と同等の衛生管理を確認できなかったとき。
- (4) 補助金の交付決定後、本補助金交付を受けた施設において、5 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 5 4 条から第 5 6 条のいずれかの行政処分を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定後、本補助金交付を受けた施設において、5 年以内に鳥取県食品衛生条例（平成 12 年鳥取県条例第 17 号）第 3 条の 2 第 4 項に基づき鳥取県 HACCP 適合施設認定を取り消されたとき。

2 前項の補助金の返還は、当該命令のなされた日から起算して 15 日以内に行わなければならないものとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納に係る期間に応じて年 10.95%の割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この改正は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

(交付決定等の取消し等に関する経過措置)

この要綱の施行前にした行為に対する交付決定等の取消し等の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この改正は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

(補助金の交付に関する経過措置)

この要綱の施行前に交付決定した補助事業については、増額を伴う変更は認めないこと、また、別表の第5欄に定める額を適用しないものとする。

別表

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上限	6 重要な変更
鳥取県 HACCP 適合施設の認定取得に必要な事業	食品関係施設の事業者 (補助事業完了後、6カ月以内に鳥取県 HACCP 適合施設の認定を取得することが条件)	鳥取県 HACCP 適合施設の認定 <u>基準に適合するため</u> に必要な次に掲げる経費 ①構造物の建造、改良、据付に要する経費 ②機械及び装置の購入に要する経費 ③器具及び備品の購入に要する経費 <u>④衛生管理手法の構築や文書作成等の助言等を外部専門家へ委託するために要する経費</u>	1 / 2	<u>150万円</u>	(1) 本補助金の増額を伴う変更 (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更 (3) 事業の目的、事業期間、実施時期、場所、施設の仕様、実施内容、用途変更など事業の基本部分に関わる変更
<p>※特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業は鳥取県 HACCP 適合施設の認定取得、または当該認定基準と同等の衛生管理を目的とし、必ず当該認定基準に適合する事業計画とすること。</li> <li>補助対象経費のうち、委託費及び工事請負費として他の業者に発注する場合は、止むを得ない事情で県が認めた場合を除くほかは、県内事業者が実施したものに限る。</li> </ul>					

様式第 1 号

鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金事業計画（報告）書

1 事業（計画）の内容

(1) 改修等を行う施設情報

施設住所

許可番号

製造品目(県版 HACCP で認定に向かう品目)

(2) 衛生管理の向上を図るために講じる措置

(改修、設置、購入等により、何がどう変わるかも具体的に記載すること。)

(3) 補助事業（予定）の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 認定取得または衛生管理体制構築（予定）時期 年 月 日

2 事業費の内訳

(単位：円)

事業の概要	事業費及び算定基礎	摘要
計		

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について(現在活用中のもの、又は今後活用予定のものを全て)、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

4 県内事業者への発注が困難である理由(県外事業者へ発注する場合)

5 事業実績写真(実績報告書に限り添付)

注：事業実績が把握できるよう、前後の写真を添付すること。

6 その他

様式第2号

鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	経費内訳	発注先・所在地	補助事業に要する経費	補助対象経費

注) 1 必要に応じて、本様式の各欄の枠を大きくしたり、別紙を作成するなどしてください。

2 「経費区分」欄は別表の3「補助対象経費」の①から④を記載してください。

3 補助対象経費について、外部に発注した（予定）場合は、「発注先・所在地」欄に必ず記載してください。

4 「補助事業に要する経費」欄には消費税及び地方消費税込の金額、「補助対象経費」欄には消費税及び地方消費税抜きの額を記載してください。

様

鳥取県知事 氏 名



年度鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金交付要綱(平成27年3月16日付第201400192910号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。)第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。



年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所  
名 称  
代表者役職  
代表者氏名 印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円  
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

1の(1)  
(3-2) ×  $\frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$  金 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

報告者 住 所  
名 称  
代表者役職  
代表者氏名 印

年度鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金取得財産処分承認申請書

年度鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県食の安全・安心 HACCP 推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

取得財産の品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の方法	
処分の理由	